令和６年度鹿児島県男女共同参画審議会　第１回専門部会の会議議結果の概要

開催日時	令和６年７月18日(木)　午前10時から正午まで
開催場所	県庁行政庁舎４階　４－総－1会議室
出席委員	武隈晃（部会長），崎浜淳太，たもつゆかり，藤原奈美，吉村里美（計５人）
問い合わせ先	男女共同参画局 男女共同参画室（直通電話：099-286-2634）
議事	県男女共同参画基本計画における新たな評価のあり方について

【会議の概要】

「県男女共同参画基本計画における新たな評価のあり方」について，現行の評価方法及び評価の現状・課題を踏まえて，事務局案の説明を行い，委員から意見を伺った。

委員からの意見については，事務局で整理し，次回の審議会専門部会では引き続き，新たな評価のあり方について，審議を行うこととなった。

委員からの主な意見は次のとおり。

- 現行の評価では，事業担当課が「『男女共同参画の視点』への配慮を踏まえて実施できたか」を評価する際に，事業によって異なった配慮点（指標）を用いて評価することで確度が落ちていた。事務局案のようにジェンダー主流化の考え方に基づき，どの事業に関しても適用可能な２つの配慮項目を用いて評価するのは良いのではないか。
- 委託事業においても，ジェンダー主流化の考え方に基づき事業が実施されることが重要であるため，例えば，委託契約の仕様書に必ず配慮項目を入れるというような働きかけはできないか。
- 事務局案では，実施に当たっての配慮項目の１つを「性別による固定的な役割分担等（ジェンダー）を助長しないように配慮できたか」としているが，評価項目に「等」が入っているのは，概念としては正しいが，人によって解釈が変わり，不適切であるため「等」は削除するべきである。
- 基本的事業の評価における事業区分で，数値目標関連事業以外を「上記以外」として表の３番目に記載しているが，この事業区分には極めて重要な事業が該当するため「数値目標を挙げることができない基盤的な事業」のような表現に改め，表の１番目に記載し，重要性を示した方がよいのではないか。
- 基本的事業の「上記以外」としている事業区分についても，事業の実施状況の評価は必要である。評価に当たっては事業担当課が定性的に判断して構わないのではないか。
- 関連事業の「上記以外」としている事業区分については，本来の事業目的が男女共同参画社会の形成の促進ではないため，事業の実施状況の評価は不要（事業の実施に当たっての配慮のみで評価）としてよいのではないか。
- 事業分類と評価における事業区分は，今回の見直しのポイントとなるので，事業の振り分けは慎重に行う必要がある。（次回専門部会で検討）
- Ｂ数値目標関連事業の実施状況の評価の根拠（達成に向けた取組状況）を記載する際には，事業の実績値を記載し，それをもとに事業担当課が評価の判断をするということでよいのではないか。
- 性別は男女のみならず多様であること，また，ジェンダー規範は多様な性のあり方にも影響を及ぼしていることから，男女共同参画の政策や評価としては，性別に焦点を当て，ジェンダー規範を解消するということが基盤になる。